

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

On the patrimonialization of politics under a media democracy : an introduction to the Berlusconi case (1)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2003-09-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 村上, 信一郎, Murakami, Shinichiro メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/818

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



メディア・デモクラシーのもとでの 政治の家産制化について (1)

——ベルルスコーニ問題序説——

村 上 信一郎

はじめに—「強力な民主的政府」論

シルヴィオ・ベルルスコーニの率いる中道右派連合「自由の家」(Casa della Libertà)が、2001年5月13日の総選挙に勝利して以来、すでに2年以上の歳月が経過した¹。

イタリアを代表する政治学者の一人であるボローニャ大学のジャンフランコ・パスクイーノは、この総選挙が第二次大戦後のイタリア共和国の歴史においても画期をなす「決定的選挙」(critical election)の一つであると見なしていた²。「決定的選挙」とは、一般に政党間の対立軸ないし各政党の基礎的な支持層に決定的な変化をもたらした選挙のことをいう。パスクイーノによると、イタリア共和国の歴史において「決定的選挙」はこれまでに3回あった³。

その第一は、1948年総選挙であり、キリスト教民主党 (Democrazia Cri-

1 2001年5月13日の総選挙については、村上信一郎「ベルルスコーニ勝利の意味」『世界』2001年7月号、pp.33-36。Gianfranco Pasquino(ed.), *Dall'Ulivo al governo Berlusconi. Le elezioni del 13 maggio 2001 e il sistema politico italiano*, Bologna, Il Mulino, 2002; ITANES, *Perché ha vinto il centro-destra*, Bologna, Il Mulino, 2001.

2 G.Pasquino, "The Italian national elections of 13 May 2001," *Journal of Modern Italian Studies*, Vol.6, No.3 (2001), pp.371-387.

3 Pierngiorgio Corbetta, Arturo Parisi e Hans Schadee, *Elezioni in Italia. Struttura e tipologia delle consultazioni politiche*, Bologna, Il Mulino, 1988.

stiana, DC) が共産党と社会党からなる「人民戦線」(Fronte Popolare) に対して勝利を収めることによって、DCを中心とする一党優位政党システム (predominant party system) が形成されていく重要な契機となった。⁴

その第二は、1976年総選挙であり、イタリア共産党が (Partito Comunista Italiano, PCI) がDCにほぼ拮抗しうるだけの得票率を獲得した。しかし民主主義の原則に照らし合わせるならば本来起こりうるべき政権交代は起こらなかった。というのも PCIが「権力掌握」を求めて正面对決することを回避し、「国民連帯」の名の下にDC政権に閣外から協力をするところまで踏みとどまったために、DCはかろうじて一党優位政党システムを存続させることに成功したからである。⁵

その第三は、1994年総選挙である。⁶ この総選挙は1993年の国民投票によって導入された小選挙区比例代表並立制という新しい選挙制度の下で行われた。その結果、いわゆる五党連立体制 (pentapartitismo), すなわちDC, 社会党, 社会民主党, 共和党, 自由党から成る連立体制の崩壊とともに、DCによる一党優位政党システムそのものが消滅した。そして、それにかわりベルルスコーニによって総選挙直前に創設された新種の政治運動体である「フォルツァ・イタリア」(Forza Italia, FI) が新たな中道右派連立政権の要政党の役割を果たすことになった。また戦後政党システムの下では「脱正統化」(delegitimize) され続けてきたネオ・ファシスト政党が脱ファッショ化することによって「国民同盟」(Alleanza Nazionale, AN) に変身を遂げた結果、戦後初めて政権参加に成功した。さらには、地域分離主義を唱えることで1990年代に急成長を遂げた「北部同盟」(Lega Nord, LN) も同様に政権参加を果たした。

4 村上信一郎「保守党のジレンマ——80年代のイタリア政治とキリスト教民主党」『国際研究』(中部大学国際地域研究所), 第5号, 1988年, pp.25-97。

5 馬場康雄「『歴史的妥協』か『権力掌握』か——第二次大戦後のイタリア」篠原一編『連合政治Ⅱ——デモクラシーの安定をもとめて』岩波書店, 1984年, pp.1-66。

6 1994年総選挙については、村上信一郎「イタリア「第一共和制」の終焉——1994年総選挙の歴史的な意味」『国際研究』(中部大学国際地域研究所), 第11号, 1995年, pp.1-55; 同「『制度工学』か『政治文化』か?——1994年総選挙の選挙社会学的分析」『中部大学国際関係学部紀要』, 第15号, 1995年, pp.1-43。

パスクイーノによると、それだけではなく、この総選挙が本質的には「中道左派」(centro-sinistra)と「中道右派」(centro-destra)からなる二大陣営のあいだでの「競争」となったところに、その大きな特徴があった。いかえると、いわゆる「二大政党制」(bipartitismo)ではないとしても、その事実上の機能的等価物 (de facto functional equivalent) である「二大陣営制」(bipolarismo) すなわち「二大選挙連合間の競争」がイタリアでも開始された。そして、その点にこそ、この総選挙が「決定的選挙」であることを示す最大の特徴があるとしたのである。

それでは2001年総選挙はどのような理由から「決定的選挙」であると考えられたのであろうか。それには次の三つの理由があった。⁷

- (1) 現職政権 (incumbent government) が、一人の首相候補者 (ベルルスコーニ) の下に結束した野党連合 (「自由の家」) による真正面からの挑戦を受けて敗北した。
- (2) ベルルスコーニが、1948年総選挙のときのように自由主義か共産主義かといった、あたかも「二つの体制間の選択」(una scelta di campo) であるかのごとく意図的に争点を単純化することによって、選挙戦を劇場化していった結果、有権者の選択には顕著な「二極化」(polarization) が生じることになった。
- (3) 中道右派連合「自由の家」が明確な勝利を獲得したことにより、たんに戦後のイタリア共和国の歴史のみならずイタリアの歴史において史上初めて総選挙の結果による政権交代、いかえると有権者による選択の結果としての政権交代が実現した。

それゆえパスクイーノは、この総選挙を今までのものとは全く異なるものであると考えた (un'elezione non come le altre)⁸。それどころか、1948年総選挙が DC による一党優位政党システムの成立の契機となったのと同じ

7 G.Pasquino, *op. cit.*, p.372.

8 G.Pasquino, "Un'elezione non come le altre," in *id.* (ed.), *op. cit.*, pp.11-21.

ような意味において、新たな政治システムの成立を生み出す「新体制創設選挙」(elezioni fondanti)⁹であるとさえ述べて、この総選挙を歴史的な「分水嶺」であるとして、その意義をきわめて高く評価していたのである。

パスクイーノだけではなくイタリアの他の政治学者のあいだでも、選挙制度改革によって小選挙区比例代表並立制が導入され、小選挙区制の効果が浸透していった結果、たしかに不確実で流動的な要素はまだひじょうにたくさんあって確定的なことはいえないとしても、イタリアの政党システムが「二極化」(bipolare)に向って再編されつつあることだけまちがいなく、この総選挙によってもそうした傾向を確認することができたという評価がなされており、その点ではすでに一定の合意があるように思われる¹⁰。

またイタリア国外の研究者のあいだでも、たんに選挙研究の観点からだけでなく比較政治学的な観点からも、イタリアの政治システムが、この総選挙によって、やっとヨーロッパの他の民主主義国と同じようなものとなったという評価がなされている。戦後のイタリア政治は、パーシー・アラム著『イタリア—政府なき共和国』(1973年)¹¹やジョゼフ・ラパロンバラ著『イタリア型デモクラシー』(1987年)¹²といった研究書の題名が象徴的に示していたように、これまでずっと「特殊」(unique)であるとか「異常」(anomaly)であるとか永続的な「危機」にあるといわれつづてきた。しかし、そうした見方も、この総選挙において明示的な政権綱領をもつ野党連合が有権者の支持を得て与党連合に勝利した結果、イタリアにおいても初めて選挙による政

9 *Ibid.*, p.12.

10 Stefano Bartolini, Alessandro Chiaramonte e Roberto D'Alimonte, "Maggioritario finalmente? Il bilancio di tre prove," R.D'Alimonte e S.Bartolini(eds.), *Maggioritario finalmente? La transizione elettorale 1994-2001*, Bologna, Il Mulino, 2002, pp.363-379; Ilvo Diamanti e Marc Lazar, "Le elezioni del 13 maggio 2001. Cronaca di una vittoria annunciata... sin troppo presto," Paolo Bellucci e Martin Bull(eds.), *Politica in Italia. Edizione 2002*, Bologna, Il Mulino, 2002, pp.57-77.

11 Percy Allum, *Italy: Prepublic without Government?* London, Weidenfeld & Nicolson, 1973.

12 Joseph LaPalombara, *Democracy, Italian Style*, New Haven, Yale University Press, 1987.

権交代が実現したことによって、ついに根拠を失ったというのである。¹³

もしそうだとすると、イタリアは1991年あるいは1992年から始まったとされている「長い過渡期」(transizione lunga)¹⁴を、やっと抜け出したということになる。いいかえるとイタリアにおいて唯一実現をみた「政治改革」である選挙制度改革が、およそ10年目にしてやっとのことで実を結んだということになる。選挙制度改革の目的は、「ゲームの規則」を変えることによって、「乱立状態」(fragmentation)に陥っていたイタリアの政党システムを「再編」(realignment)へと導いていき、それをとおして強力で安定した与党多数派の形成を促すことで、政府の統治能力の向上を図ることにあつた。したがって、選挙制度改革が功を奏したということは、「ゲームの規則」を変えることによって、政治主体の主観的な意図とはほとんど無関係に、政党再編のプロセスが起動しはじめていき、それが一つの到達点に達したということになるのである。

いうまでもなく、こうした見解の背後には「制度工学」(institutional engineering)に固有の機能主義的で予定調和的な政治システム観が横たわっていた。¹⁵そして、こうした見解の延長線上に、いわばその論理的帰結として、2001年の総選挙で成立した第二次ベルルスコーニ政権は、イタリア史上初の「強力な民主的政府」(strong democratic government)であるとの評価も生まれることになった。¹⁶というのも政権与党(連合)が上下両院の過半数を制して「凝集力の高い議会内多数派」(cohesive parliamentary majority)を確保したことにより首相のリーダーシップが格段に強化され、与党との関係においても「有機的な政府」(organic government)が成立するとともに、与党が選挙で公約に掲げた政策の実現を目指すという意味にお

13 Felia Allum e James Newell, "Aspects of the Italian Transition: Introduction," *Journal of Modern Italian Studies*, Vol.8, No.2 2003, pp.182-196.

14 G.Pasquino, *La transizione a parole*, Bologna, Il Mulino, 2000, pp.202-208.

15 村上信一郎「制度工学か政治文化か?」前掲論文を参照。

16 Mark Donovan, "Berlusconi, strong government and the Italian state," *Journal of Modern Italian Studies*, Vol.8, No.2, 2003, pp.231-284.

いて「綱領的な政府」(programmatic government)が成立することになったからである。

1. 「強力な民主的政府」論批判

しかし、こうした見解はほんとうに正しいといえるのであろうか。私見ではあまりにも楽観的かつ機能主義的な見解であるといわざるをえない。そこで、上述した個々の論点に即して、それぞれの問題点を指摘しておきたい。

第一に「有機的な政府」が成立したというが、政権与党である「自由の家」は、6つの政党から成る中道右派の連合組織である点においては何ら変わりはない。それゆえ、今回の総選挙において北部同盟(LN)は下院比例区で3.9%の得票率しか得られず、4%の制限条項すら越えることができなかつたにもかかわらず、1994年12月に起った第一次ベルルスコーニ政権崩壊の悪夢を蘇らせる政権離脱という威嚇力を行使することによって、望んでいた副首相の地位は獲得できなかったものの、法務大臣、厚生・労働大臣、制度改革担当大臣(無任所)という重要ポストの確保に成功していたのである。このようにして連合政権に特有の閣僚ポストをめぐる交渉が長引いたために、第二次ベルルスコーニ政権が正式に発足したのは総選挙からおよそ1か月後の6月11日のことであった。そしてその限りにおいては、首相のリーダーシップが強力に発揮されたとは到底いえなかつたのである¹⁷。

第二に「綱領的な政府」が成立したというが、今でこそ地方分権(dévolution)にまでその主張を後退させてきたが、もともとイタリア北部の地域分離主義(secessionism)をそのアイデンティティの根拠としてきた北部同盟と、戦後のネオ・ファシズムに起源をもち北部同盟が蔑視するイタリア南部に支持基盤を確保してきた「イタリア社会運動」(Movimento Sociale

17 Donatella Campus, "La formazione del governo Berlusconi," G.Pasquino(ed.), *op. cit.*, pp.275-294; Maurizio Cotta, "Berlusconi alla seconda prova di governo," P.Belucci e M.Bull(eds.), *op. cit.*, pp.163-184.

Italiano) を前身とし、大統領直接選挙制の導入による国家権力の強化と集権化を唱えてきた国民同盟 (AN) とのあいだには、基本綱領をめぐる本質的ともいえる矛盾が存在していた。そしてそうした矛盾はすでに1994年の総選挙のときから明らかであった。それゆえ1994年総選挙では FI がいわば「懸け橋」となって、北部では北部同盟とのあいだに「自由の極」(Polo della Libertà)、南部では国民同盟とのあいだに「善政の極」(Polo del Buongoverno) という 2つの選挙カルテルが結ばれ、こうしたブリッジ共闘を組むことによって選挙戦が実施されるという異例の事態となったのである。そして、こうした矛盾から結局は北部同盟のウンベルト・ボッシが連立政権から「寝返り」(ribaltone)¹⁸をしたために、第一次ベルルスコーニ政権は7ヵ月後にあっけなく崩壊した。¹⁹だがベルルスコーニが今回の総選挙に際して、そうした矛盾を自覚してそれを乗り越えるような政治綱領の構築を模索したとはとてもいえなかったのである。

第三に「ビバルティティズモ二大政党制」(bipartitismo)と「ビポラリズムモ二大陣営制」(bipolarismo) という二つの言葉は、イタリア語の語感としてはまるで同じものであるかのような印象を与えかねないが、本来、似て非なるものである。前者の場合における「政党」というのは、一つの統一的な綱領の下に結集するだけの凝集力と同質的なアイデンティティを持つ組織であるということを基本的な前提としている。それに対して、後者の場合における「陣営」(polo) というのは、本来異質な綱領とアイデンティティを有する政党間の「選挙カルテル」であり、その本質は選挙に勝利して政治権力を獲得することであり、ある一定の政策の実現を図るという共通の目的を政権綱領に掲げた連合組織ではない。

すなわち「陣営」においては選挙綱領と政権綱領とのあいだに必ずや大きな乖離が存在する。そして選挙に勝利して政権与党となると、なかば必然的

18 G.pasquino, *La transizione a parole*, op. cit., pp.175-181.

19 Vittorio Bufacchi & Simon Burgess, *Italy since 1989. Events and Interpretations*, New York, Palgrave, 2001 (Revised Edition), pp.191-217.

に選挙の時点では意図的に隠蔽されていた連合政党間の政策距離の違いが露呈してくることになる。したがって「陣営」は本質的に凝集力を欠き、遠心化する傾向をもつ。というのも「陣営」を構成する各政党が自らの存在理由を失いたくなければ、その綱領とアイデンティティの維持に固執せざるをえないからである。

それではこうした「二大陣営制」がどうしてイタリアに生まれたのであろうか。²⁰それはイタリアの諸政党が小選挙区制という新たに生まれた「環境」に対して、いいかえると「外的制約条件」(external constraints)に対して技術的な「適応」(adaptation)を図ることに成功したからである。しかもイタリアの選挙制度改革では上下両院の25%の議席において比例代表制が残存したために、各政党はそれぞれの得票率に応じて「交渉力」(bargaining power)を競い合う余地が「陣営」の内部に生じた。それゆえ各政党はその党派的な「可視性」(visibility)を存続させることが可能となり、その結果「陣営」を構成する政党間のイデオロギーや政策のあいだの距離やアイデンティティをめぐる異質性は一向に解消されなくなってしまい、政党再編とはまったく正反対の状況が生じることになったのである。

そればかりか小選挙区制の「激戦区」(collegio marginale)では、ごくわずかの得票差で当落が決まったために、かりに一人一党的な泡沫政党であってもキャスティング・ヴォートを握る可能性があり、これによって「陣営」の内部にいわゆる「ミニ政党」(partitito)の叢生が助長されることになった。しかもこうした「ミニ政党」のいくつかは、政権成立後もその潜在的交渉力を駆使して「陣営」間を自由に横断して権力の分け前に預かろうとする、かつてのトラスフォルミズモ(trasformismo)を彷彿させるような行動をとったのである。

このようなことからイタリアの選挙制度改革は、各政党が新たな選挙制度

20 ここでの議論は、1998年10月4日の同志社大学で開催された日本政治学会1998年度研究会・分科会F「選挙制度改革——その理論と実践」における私の報告「イタリアにおける選挙制度改革と政党再編」に基づいている。

に技術的な「適応」を成し遂げてしまうことになったために、すでに解体の局面にあった既存の政党システムの「脱編成」(deaglinment)をさらに促進させるものとなった。それは選挙制度改革の所期の目的であった「二大政党制」をもたらすどころか、最悪の場合には「分極的多党制」(polarized pluralism)のリスクすら孕んだ「ミニ政党支配体制」(partitocrazia)をもたらすことにもなりかねないものであった。というのもイタリアで政党再編が進まなかったのは、「陣営」すなわち選挙カルテルを結ぶことによって、選挙の結果その政党が消滅するという最悪のリスクをかなりの程度まで回避することが可能となったからである。いいかえると生き残りを賭けた自己革新を図らなくても、選挙カルテルという「同盟の技術」(arte delle alleanze)によって当面のところは存続を図ることができるという一種の「モラル・ハザード」(moral hazard)が政党に生じたからである。

その結果、政党は21世紀の世界が直面する重大な諸問題を視野に入れつつ、変貌著しく不確実性ばかりが増大する現代の「リスク社会」に生きる多様な市民の切実で具体的なニーズを正確に汲み上げて、一定の実行可能な政策綱領にまで纏め上げていくという地道で困難な作業をますます回避するようになった。また市民・有権者の政策綱領をめぐる政党の討論への自発的な参加を促すことを通して政治的認識の深化と連帯意識の醸成を図ることで、市民の内部から政治的リーダーシップの養成をも促していくという政党本来の機能をますます低下させることになった。こうして政党は「党員なき政党」(parties without partisan)²¹となって党組織が痩せ細りつつある一方で、それによって生じた空洞をたとえ一時的であるにせよ繕っていく必要があったことから、メディア政治の下での「可視的な人格」(visible personality)の「有名性」(celebrity)や「人気」(popularity)に過度なまでに依存した「パーソナル・パーティー人格的政党」(personal party)²²への傾斜を強めていくことになった。

21 Russell J. Dalton & Martin P. Wattenberg (eds.), *Parties without Partisan. Political Change in Advanced Industrial Democracies*, Oxford, Oxford University Press, 2000.

22 Mauro Calise, *Il partito personale*, Bari-Roma, Laterza, 2000.

2. 政治の「人格化」

いうまでもなく「黨員なき政党」や「政治の人格化」(personalization of politics)²³はイタリアに限られたものではなく、現代の多くの民主主義国で見られる、ある意味では普遍的な現象といえることができる。また、それは民主主義体制の下での政治不信の増大や政治的有効性感覚の低下、あるいは政治的無関心の蔓延という現象(いわゆる「民主主義離れ」disaffected democracy)²⁴と密接に結びついている。したがって「政治の人格化」は民主主義体制下における市民の「民主主義離れ」という極めてネガティブな文脈のなかに位置付けられなければならない現象の一つである。

そしてイタリアにおいては、すでに述べたような選挙制度改革以降のいくつかの過程を経由することによる政党の「脱編成」のために、「政治の人格化」がとりわけ顕著な現象となって現われてきた。したがって「政治の人格化」をもって「強力な政治的リーダーシップ」や「強力な民主的政府」が生まれたなどということは到底できなかつた。それどころか「人格的政党」^{パーソナル・パーティー}の出現は、政党システムの「再編」というよりも個々の政党組織それ自体が解体の危機に瀕するなかで生じた著しく「病的」(pathological)な現象といわざるえない。というのも政党が本来果すべき「政治的社会化機能」,「利益集約機能」,「指導者調達・供給機能」が機能不全に陥ったことを示しているからである。

もちろんシュンペーターのような民主主義観に立つならば;^{パーソナル・パーティー}「人格的政党」についても多少は違った見方ができるかも知れない。というのも政治的決定は政治エリートに委ねられ、有権者の役割は政治エリートの選択に限定してしまうからである。²⁵ たしかに、こうした見方をすれば「政治の人格化」と

23 村上信一郎「政治の人格化について——序章」『神戸外大論叢』第53巻, 第2号, 2002年, pp.1-24。

24 Susan J. Pharr & Robert Putnam(eds.), *Disaffected Democracies. What's Troubling the Trilateral Countries?*, Princeton, Princeton University Press, 2000.

25 Joseph A. Schumpeter, *Capitalism, Socialism and Democracy*, New York, Harper & Row, 1975(the first edition in 1942), pp.269-283.

「強力なリーダーシップ」を同一視する傾向は生じやすくなるといえよう。しかしシュンペーターが、ファシズムやナチズムを経験したことから独裁や全体主義を回避しようとして、一般市民の政治的役割を著しく限定した民主主義論を唱えていたことを忘れてはならない。そればかりか政治エリートが「選挙市場」において互いに自由で公正な「競争」を行うことは、彼のいう民主主義にとっても当然の前提であった。いいかえると政治エリート間の「完全競争市場」の成立が不可欠の条件となっていた。ところが「パーソナル・パーティー人格的政党」の出現はそうした「完全競争市場」の発展を促すどころか、かえってそれをそれを阻害し「不完全競争市場」へと変質させていくところに大きな特徴があったのである。

とりわけ現代のメディア・デモクラシーの下では、「政治の人格化」によって「強力なリーダーシップ」への期待だけが肥大化していくことになった。ところが現代のメディア・デモクラシーの下で台頭してきた政治エリートは、本質的には公衆のこうした過大な「期待」に応じるだけの「カリスマ」（超自然的・超人的能力）などなく（「カリスマなき人格主義」²⁶）、「強いリーダー」の「役割」を演じるだけとならざるをえない。したがって「強力なリーダーシップ」といっても、じつは困難な国家的課題に真正面から取り組んだり、政治システムの閉塞状況に真の「革新」（innovation）をもたらすような長期的な視点からの地道な努力を積み重ねたりするというよりも、むしろ「改革」や「変革」といった空疎なスローガンや派手なレトリックを用いることになりがちである。こうして結局は大きな幻滅を生み出すだけの結果となり、市民の政治不信と政治離れをますます強めていく。いいかえると「強力なリーダーシップ」論は本質的には民主主義の機能不全の進行を強めていくという悪循環を内包しているのである。

26 村上信一郎「政治の人格化について」、前掲論文、pp.15-24。なお現代のメディア・デモクラシーについては、以下を参照：Thomas Meyer & Lew Hinchman, *Media Democracy, How the Media Colonize Politics*, Cambridge, Polity, 2002; Gianpietro Mazzoleni, Julianne Stewart & Bruce Horsfield (eds.), *The Media and Neo-Populism: A Contemporary Comparative Analysis*, London, Praeger, 2003.

ところで現代のメディア・デモクラシーの下で台頭してきた「強力なリーダーシップ」の役割を演じる政治エリートの人格的類型としては、大きくいって次の三つがあると考えられる。

- (1) 「オポチュニスト」 そうした政治エリートはメディア政治を通して創出されたたんなる「有名人」であったり「人気者」であったりするにすぎない。それゆえウェーバーがいう意味での「カリスマ」をもつどころか、じつはごく普通の「リーダーシップ」や「コンペタンス」(competence)さえもはない。したがって表面的には「変革」を唱えつつも、結局は世論の動向や助言者がもたらすその時々の影響力の多寡に応じて自分の判断を次々と変えていき、それにあわせて恣意的に選択された個別的争点を次々と強調していくことで有権者の目先を変えていくことによって、「有能な改革者」——じつはいつまでたっても終らない永遠の改革者——を装おうとするようになる(例えば小泉純一郎首相)。
- (2) 「デマゴグ」 そうした政治エリートは有権者の支持を動員するためにあらゆる問題を著しく単純化して、そこかしこに邪悪な「敵」を見出そうとし、あたかもそれらの「敵」に問題の真の「原因」があるかのような大衆宣伝を繰り返す。いいかえると問題の真の解決を求めるのではなく、そうした「不安」を意図的に煽ることで共同体的「一体感」を醸しだし、それをとおして自らに対する国民的「求心力」を人為的に創出しようとする。いいかえると「デマゴギー」をとおして「強力な指導者」の役割の演技が可能となるような状況を創りだすことがその政治戦略の最大の目的となる(例えばジョージ・W.ブッシュ大統領)。
- (3) 「シニック」 その政治エリートは、例えばその経歴上重大な瑕疵をもつがゆえに、権力者となったもののじつは強い猜疑心と恐怖心の持ち主であって常識的な意味での「道徳心」や「正義感」が欠けており、自らの権力保持や政敵からの自衛のためには陰謀や密告や裏切や買収といった非合法手段の利用も場合によっては不可避と考える。さらには国家装置による

諜報活動やメディアによる情報操作も当然のこととされていく。このように冷徹で利己的な利害計算にもとづく「シニシズム」を全面的に肯定しながらも、表面的には陽気で気さくな一般庶民の味方の顔を示すことによって、有能かつ指導力に富む「善良な統治者」を装おうとする（例えばウラジーミル・プーチン大統領やシルヴィオ・ベルルスコーニ首相）。

もちろんこの分類は大雑把すぎるし、これ以外にも多様な人格的類型がありうるであろう。またたいていの場合にはこの三類型のそれぞれが程度を異にして組み合わされたタイプの方が一般的であるともいえるであろう。

だが、ここで問題としたいのは、そうした類型論の当否よりもむしろ次のような点にある。すなわち、上述したようなタイプの政治エリートが政治権力を掌握したような場合でも、少なくとも表向きは民主主義の名の下に言論や結社や思想や表現の自由が保障され、公正で自由な選挙が行われている限りは、いいかえると「手続上の民主主義」(procedural democracy)が存続する限りは、これを「強力なリーダーシップ」と呼び、「強力な民主的政府」と呼ばなければならないのであろうか、という問題である。

さらにいいかえるならば、こうした政治エリートが政治権力の座に就くことによって民主主義的な政党政治の「頹廢」(degeneration)が生じていることが明らかな場合でも、「手続上の民主主義」が存続する限りは、これも「強力なリーダーシップ」であり「強力な民主的政府」と呼ばなければならないのであろうか。たしかに「頹廢」は客観的かつ計量的に操作化しにくい主観的な価値判断を含んだ解釈学的な概念である。それゆえ政治システムを対象とする場合には、とりあえずはそうした解釈学的な問題は捨象し、政治システムについての機能主義的で客観的な記述と分析に徹するべきである。そして少なくとも選挙という民主主義的な手続きを経て政権を獲得した以上、いたずらにそうした政治エリートの「権威」を貶めるべきではない。そんなふうに考えるべきなのであろうか。

いずれにせよ、こうした政治の「質」をめぐる問いに対しては、「制度工

学」が依拠する機能主義的な政治システム論の観点からの明確な回答を期待することはできない。というのも「制度工学」の観点に固執するならば、そのような「質」をめぐる問題が生じるのは、そこに制度的な「欠陥」があるからである。したがってそれを是正するには、さらなる「制度改革」を試みる以外にない、ということに論理的にはならざるをえないからである。

さもないとすれば政治エリートの「意識改革」か、あるいは有権者の「意識改革」を図るしかないということになる。だが、それをいってしまうと「制度工学」そのものの破産を認めたことになる。なぜならば、政治主体の主観的な意図（意識）を越えたところで、なかば自動的かつ予定調和的に政治システムの「革新」(innovation)が実現されるというのが、「制度改革」の眼目であったはずだからである。いいかえると政治主体が自ら主体的にその主観的な「意識」を変えることによって政党システムの「再編」をやり遂げることが可能であったならば、そもそも「制度」改革などは不要であったはずだからである。

このように「制度工学」は政治の「質」という価値判断に関わる問題を、ことさらその認識対象から排除しようとする傾向をもっている。それどころか政治の「質」を論じること自体が忌避されている。というのも近代政治学が築き上げてきた「客観性」と「科学性」を損ない、それを再び「神々の闘争」の世界に属する価値判断をめぐる争いの渦巻く「イデオロギー」と「党派性」のもとに還元してしまいかねないことを恐れているからである。しかし政治の「質」という問題を無視しつづけるかぎりには、ここで論じてきたような「政治の人格化」がもたらす「病理」現象を真正面から捉えることはできない。そこで今しばらくは、この問題を考えつづけてみることにしよう。

3. 政治の「家産制化」

「政治の人格化」は、端的に言って、民主主義を基本原理とする政治の世界がかえって非合理性を強めていくことを意味する。すなわち民主主義体制の

基本的前提となる「官僚制的合理性」に依拠した「合法的—合理的権力」が内部から腐食して空洞化していくことを意味する。²⁷

その結果、民主主義的な法治国家の枠組みのなかで、法律という一般的で抽象的な規範体系の枠組みを形式的には尊重しつつも、実際にはその水面下においては、もっぱら人格的な信頼や忠誠や恩義といった「互酬的」(reciprocal)かつ情緒的な人的結合(clientelism)²⁸に依拠する「見えざる権力」(potere invisibile)、あるいは「隠れた統治権力」(criptogoverno)²⁹をとおして、実質的な政治的決定がなされるようになっていく。さらには、そのような「隠れた統治権力」の政治的決定に基づく国家資源の「個別主義的」(particularistic)な配分を通して、権力者の自己利益の極大化が図られていくことにより、国家権力の「私有財産化」(privatization)が進行していく。³⁰ そうなれば、それはウェーバーが伝統的支配の一類型とした「家産制的支配」(patrimonial domination)³¹といいかえてもよいような状態となっていく。すなわち国家諸制度の「家産制化」(patrimonialization)が進んでいくことになるのである。

ここで念頭にあるのはイタリアの第二次ベルルスコーニ政権のことである。フィレンツェ大学で教鞭をとるイギリス人現代史家ポール・ギンズボークは近著『ベルルスコーニ』の副題を「メディア・デモクラシーにおける家産制的野心」としていた(本稿の標題もこれに着想を得たものである)³²。ギンズボークは家産制という着想を、ジュリアーノ・フェルラーラ(『フォリオ』[*Il Foglio*]紙主筆、ベルルスコーニの盟友)が太陽王ルイ14世について書かれた著作のイタリア語版に寄せた序文から得たとしている。すなわちフェ

27 村上信一郎「政治の人格化について」, 前掲論文, pp.3-7。

28 小林正弥『政治的恩顧主義論』東京大学出版会, 2000年。

29 Norberto Bobbio, *Il futuro della democrazia*, Einaudi, 1984, pp.13-18.

30 Michele Prospero, *Lo stato in appalto. Berlusconi e la privatizzazione del politico*, Lecce, Manni, 2003, pp.227-269.

31 Max Weber, *Economy and Society*, Berkeley, University of California Press, 1978, pp.1010-1012.

32 Paul Ginsborg, *Berlusconi. Ambizioni patrimoniali in una democrazia mediatica*, Torino, Einaudi, 2003, pp.39-45.

ルラーラはベルルスコーニをルイ14世になぞらえつつ、こう述べていたのである。ベルルスコーニの国家観は「家産制的なものであり、そこでは公私の区別がつかない」。この偉大な人物は「政府首相の責任が託されたイタリアの政治家にとどまるものではない。軽蔑され、畏怖され、追従されながらもヨーロッパ中を手玉にとるような新しい権力を代表する非典型的な人物なのである。(…)その政府はその家産と切り離せないし、その国家もその人格と切り離せない³³」。

もちろん、これだけをもってベルルスコーニ政権下のイタリアで国家諸制度が家産制化しつつあるというのはあまりにも無謀な議論である。それだけではなく「家産制的支配」という古代・中世の伝統社会を特徴づける類型概念を現代の事例に安易に適用することには大きな問題がある。というのも古代・中世社会と現代社会のあいだには、当然のことながら、あまりにも大きな歴史的条件の違いが横たわっているからである。しかし「官僚制的合理化」がある意味では極限にまで達したと考えられている現代のメディア・デモクラシーの下においても、逆説的に「政治の人格化」現象が蔓延しつつあるのと同様に、ある一定の条件下においては「家産制的支配」を特徴づける諸要素がまったく新しい意味あいを帯びて蘇ってくることは、十分に考えられる。ただし、それは伝統社会の残滓の復活を意味するものでもなければ、単なる伝統社会への回帰を意味するものでもない。むしろ、それはベックやギデンズというような「モダニティの再帰性」(reflexivity of modernity)から生じてきた現象である³⁴。モダニティそれ自体による「創造的自己破壊」(creative self-destruction)の産物といいかえてもよいであろう³⁵。皮肉なことに、それは現代社会の最先端で生じている現象なのであり、21世紀のメディア・デモ

33 Giuliano Ferrara, "Prefazione", in P. Beaussant, *Anche il Re Sole sorge al mattino*, Roma, Fazi, 2002, pp.12-13.

34 Ulrich Beck, Anthony Giddens & Scott Lash, *Reflexive Modernization. Politics, Tradition and Aesthetics in the Modern Social Order*, Stanford, Stanford University Press, 1994.

35 Ulrich Beck, "The Reinvention of Politics: Towards a Theory of Reflexive Modernization," U. Beck et al. *op. cit.*, p.2.

クラシーを特徴づける先駆的パラダイムともなりかねない現象なのである。

現代社会における「家産制的支配」のもっとも大きな特徴は、政治権力者が国家および社会の諸制度を自らの私有財産である「家産」(Oikos, household)の一部と見なそうとすることにある。それゆえ「公」の世界が「私」の世界に還元され、「私」的な「家産」の維持・管理・発展という観点から「公」権力も行使されていく。また「家産」はそれを所有する「主人」(master)の「人格」と不可分のものと見なされている。そして「主人」に対して絶対的な人格的忠誠と献身を誓う一群の「従者」(subject)〔原義においては非自由民を意味する〕をその「分与地」の「財産管理人」として国家諸制度の要所要所に配属する。したがって、こうした「従者」にとっては「主人」に対する人格的な従属関係や人格的忠誠心(ウェーバーのいうPietät)のほうが、国法や市民的良識よりもはるかに重要な位置を占め、それらに優越するということはいうまでもない。ウェーバーは次のように述べているが、一定の修正をほどこすならば、これは現代社会の「家産制支配」についても当てはめることができる。

「慣習によって、従者は可能な限りのあらゆる手段をもって主人を援助することが義務付けられている。特別の場合には、例えば主人を債務から解放したり、主人の娘に婚資を提供したり、捕虜になった主人の身代金を支払ったりするような場合には、経済的な負担は無制限なものとなる。また私闘や戦争の場合における従者の援助義務は、人格的にも無制限なものとなる」³⁶。

以上のことを前提としつつも、本稿が問題とするベルルスコーニ政権下の「家産制化」という場合の「家産」とは、基本的にはビジネスを前提とするものであって、資本主義市場における企業という形態をとおして利潤の極大化を図ろうとするものであり、「主人」とは企業の所有者^{オーナー}=経営者(entrepreneur)であるという特徴をもつことを指摘しておきたい。周知のごとく、

36 M.Weber, *op. cit.*, p.1011.

アフリカ研究や東南アジア研究においては、すでに脱植民地化以降の新興独立国家における統治権力の人格化や私有財産化を表す概念として「新家産制」(neopatrimonialism)³⁷が広く用いられており、この概念もそれ自体としては必ずしも目新しいものではない。³⁸しかしそうした先行事例においては、最初に政治権力を獲得することが「家産制支配」を成立せしめるための前提条件となっていた。ところが、ここで問題とする「家産制支配」はもともとは大きいとはいえ一介の民間＝私企業の所有者＝経営者にすぎなかった人物が、本質的には自らの裁判と企業グループの経営破綻を免れるという著しく私的で個人的な動機から、企業組織と資源を最大限動員することで「会社ぐるみ政党」(partito-azienda)を新たに設立し、それをとおして国家権力を獲得することによって、「家産制支配」の主要アクターとなっていたところにその「新しさ」(novelty)があり、その大きな特徴があったのである。

したがって「家産制支配」においていわれるところの「従者」というのも、ここでは近代的な民間大企業の従業員を指すことになる。もっともここでいう「従者」には本来の意味での従業員だけではなく、当該企業と密接な関係をもつ社外の弁護士、会計士、経済アナリスト、ジャーナリスト、大学教授など一群の専門家集団や「会社ぐるみ政党」に所属する「職業政治家」までもが含まれていた。いうまでもなく現代社会では自由意思に基づく雇用関係を保障する法制度的条件が整えられており、また採用や昇進にも合理的な業績評価制度を適用することが企業競争力を維持する上でも不可欠であることから、企業の所有者＝経営者と従業員とのあいだに古代・中世社会のような人格的従属関係が生じることは、少なくとも原理的にはありえないとされている。

しかしながら現代社会の企業がウェーバーのいう非人格的な「官僚制的合

37 Samuel Noah Eisenstadt, *Traditional Patrimonialism and Modern Neopatrimonialism*, Beverly Hills & London, Sage, 1973.

38 小林正弥「新家産制論とASEAN諸国」岩崎育夫・萩原宣之編『ASEAN諸国の官僚制』アジア経済研究所、1996年、pp.225-268。

理性」だけで動いているというのも大きな誤りである。とりわけ企業のトップ・エリート層に加わるためには、たんなる才能や能力や実績だけではなく、あらゆる決定権が集中する企業所有者＝経営者に対する、ときと場合によっては隷従（ウェーバーのいう *Pietät*）ともとれるような人格的な忠誠や献身を示すことがその究極の条件となっていることは、洋の東西を問わずよく知られた事実である。それゆえ現代社会の企業に対して「主人」と「従者」という人格的従属関係に関する家産制的類型を当て嵌めるとしても、これに必要な変更を加えれば、必ずしも不適當であるとはいえないと考える。

それでは一私企業の所有者＝経営者が政治権力を掌握し、国家や社会の諸制度を自らが所有する私有財産である「家産」の一部と見なして、まるで自らの「家産」の財産管理を委ねるかのように、本質的には「非自由民」であり「私的隷属民」である自社の従業員や自らに忠実な側近たちを、国家や社会の諸制度の要所要所に配属する一方、グローバリズムの流れと密接に結合したネオ・リベラリズムの市場原理主義に則った「自由化」(*liberalization*)と「規制緩和」(*deregulation*)の名の下で自分が所有する企業の「利潤の極大化」(*maximization of profit*)を実現していくために、国家のなし崩し的な「民営化＝私物化」(*privatization*)³⁹を図るなどというハリウッド映画まがいの陰謀説じみた「途方もないこと」(*extravaganza*)が、現代のイタリアにおいて本当に起こりつつあるといえるのであろうか。

イタリアは憲法や議会制度、あるいは司法制度や官僚制といった近代的な諸制度が曲がりなりにも定着したイタリアのような先進民主主義国であり、しかも「豊かな社会」(*affluent society*)と呼ばれるほどまでに市民が裕福な消費生活を享受することが可能となった世界でも有数の先進資本主義国であり、EUの原加盟国でもある。実際、2001年総選挙時に『エコノミスト』誌などの海外メディアが展開した激しいベルルスコーニ批判——この点については後述する——に対して、フィアット社のジャンニ・アネッリ名誉会長

39 Michele Prospero, *op. cit.* pp.227-269.

(2003年1月24日に82歳で死去)は、イタリアは「バナナ共和国」(la repubblica delle banane)と述べてベルルスコーニを擁護した。すなわちイタリアはラテン・アメリカ諸国のような後進国ではないと反論したのである。⁴⁰

しかし皮肉なことに、イタリア最大の民間企業であったフィアット社は今では深刻な経営危機に見舞われ⁴¹、イタリア最大の民間企業グループの地位はベルルスコーニのフィンヴェスト社に奪われてしまった。こうしてベルルスコーニは名実ともにイタリアの大富豪となった。しかもベルルスコーニは「自由の家」中道右派連合が勝利したことによって、上下両院の絶対多数まで確保した。このようにして国家権力まで手に入れたベルルスコーニは、2期10年にわたって首相を務めた後は、国民投票によって憲法改正を実現し、大統領を直接選挙制に改めたうえで、その地位まで獲得しようという野心を、隠そうともしていない。⁴²もしそうなればイタリアの「長い過渡期」(transizione lunga)にやっと終止符が打たれ、「第二共和制」への「体制移行」(regime shift)が完了するということになるであろう。ただしそこで確立をみるのは「共和制的君主制」(republican monarchy)とでもいべきものであり、「制度工学」論者が期待したような二大政党制にもとづく「政権交代のあるデモクラシー」とは似ても似つかぬものとなるであろう。

いうまでもなく「政治の家産制化」という概念がまだ一種の類比的^{アナロジー}の域に止まっており、十分に分節化された定義を持つことには成功していないことは、筆者も自覚しているつもりである。しかしながら、筆者はこうした概念を必要とする現象がすでに現実のものとなりつつあると考えている。

そしてそれ以上に、一部の政治学者たちが自らの政治科学的と称する方法論の自縄自縛となることによって、「政治の家産制化」と名付けざるをえな

40 "Agnelli: Non siamo la repubblica delle banane," *La Repubblica*, 3 maggio 2001.

41 Giuseppe Berta, "Fiat: una crisi italiana," Jean Blondel e Paolo Segatti(eds.), *Politica in Italia. Edizione 2003*, Bologna, Il Mulino, 2003, pp.283-297.

42 Giorgio Bocca, *Piccolo Cesare*, Milano, Feltrinelli, 2002, p.171.

いような現象を「病理」現象と捉えることができなくなっていることの方に、はるかに深刻な問題があると感じている。したがって、それに関して気づいたことを、以下5点にまとめて指摘しておきたい。

- (1) そうした政治学者は、比較政治学的な客観的な経験的指標を用いることで、このような現象がどこにでも見出される普遍的な現象であることを示そうとする傾向をもつ。いいかえると、それが「病理」現象であると認めることに強く抵抗する。なぜならば、ひとたび「病理」現象であると認めたらば、それには比較政治学のこれまでの分析枠組が適用できなくなるからである。そればかりか既存の比較政治学の体系そのものが根底から揺らいでしまう恐れすら生じるからである。
- (2) したがって、そうした政治学者は、このような現象を「程度」問題に還元する傾向をもつ。すなわち「正常な」状態の範囲内で生じた小さな「^{ノーマル}異変」であるということに固執する。いいかえると、いずれは「正常な」状態に復帰できると考える。そのゆえ、たとえ重篤な「病理」であるとしても、それをことさら軽くみせようとする傾向をもつ。
- (3) それが行きすぎると、そうした政治学者によって、このような現象が「病理」などではなく、長い闘病生活（「過渡期」 transition）の後にやっと「健康」を快復しはじめたことの兆しであるとの誤診が下されるといったことも生じる。それによって、まるで現実とは正反対の甘い「期待」を世間一般の人々に抱かせてしまう結果ともなるのである。
- (4) いいかえると、そうした政治学者の多くは、自分たちの言説が「現状」(status quo) 追認のための「弁証」(apology)の役割を結果として担ってしまうことがあるということについて、あまりにも無自覚である。すなわち政治の「科学」は学問的にみて必ずしも客観的であるわけでもなく、価値論的にみて中立的であるわけでもなく、党派的にみて公平であるわけでもないことに、著しく無自覚かつ無批判である。
- (5) そうした政治学者には政治の「科学」ではなく、世間知である「常識」

をもってすればたちどころに見えてくるようなことが、かえって見えてこない。あるいは見えているのに、あえて見ようとはしない。例えば、後でも述べるように、ベルルスコーニの邸宅にかつてマフィアの一員が「馬丁」(stalliere)として家族とともに暮らしていたことは誰もが知っていることである。さりとしてベルルスコーニがマフィアと取引をしていたという決定的な証拠はあげよといわれてしまうと困ってしまう。このような場合、こうした政治学者のほとんどは政治の「科学」の観点からみて「有意性」(relevance)の低い「情報」としてこれを無視するであろう。しかし「常識」からすれば、それだけでもこの政治家が人格と資質において致命的な欠陥を持つことは、自明の理とされる。いわんやこうした政治家が国家の枢要な地位を占めるようなときには、世論が猛反発することは「常識」をもってすれば当然のこととなる。しかし政治の「科学」は、往々にしてこうした世論の反発(例えば街頭行動)の方を根拠の乏しいものとして無視してしまう。あるいは公式の民主主義的手続きを経ていない不正規的な表現であるとして、その意味を頭から否定してしまう。それよりも何よりも、こうした世論の反発に与することについては、政治の「科学」の名において「禁欲」してしまう。そうした「禁欲」そのものが、結果としての「現状」肯定という「イデオロギー性」と「党派性」を帯びているにもかかわらず、それには無自覚にそうした態度をとってしまう。

今述べたようなことは、すでに言い古された問題であって、決して新しいものではない。しかし、だからといってすでに解決された問題であるかという、決してそうではない。むしろ政治の「質」が問われるような現象に直面するたびに、政治の「科学」が内包する限界が露呈してきているのではないかと考える。そうした限界の露呈は、政治の「科学」が「飽和状態」に達してしまい、すでに「自己言及的」(self-referential)なものとなっていることを示している。だからこそ、あらためて政治の「科学」の科学性の根拠の方を問い直してみる必要があるのである。政治の「科学」を再構築していく

ためにも、さしあたっては「常識」にもとづいた市民道徳や社会正義に関する判断能力を信頼し、それに立ち返ることが重要であると思われる。⁴³そして、たとえそれが些細な細部に拘泥するあまりバランスの悪い玉石混交となってしまう恐れがあるにせよ、むしろ「常識」から判断して「病的」な現象と思われる基本的な事実をできるかぎり数多く収集し、細部にわたって記述していくことが、いいかえるとギアーツのいうような「人間自身が紡ぎだした意味の網目」を記述していく「厚い記述」(thick description)⁴⁴こそが、まずは必要なことではないかと考える。その意味でも本稿が取り扱う「ベルルスコーニ問題」(il caso Berlusconi)は、重要なテスト・ケースとなるように思われる。

43 この点については、佐々木毅が再評価を試みているアリストテレスの実践学が参考となるように思われる。佐々木毅『プラトンの呪縛』講談社、1998年、pp.249-252; 同「むすび 政治批判について」『政治学講義』東京大学出版会、1999年、pp.287-294。

44 Clifford Geertz, "Thick Description: Toward an Interpretative Theory of Culture," in *Interpretation of Culture*, New York, Basic, 1973, p.5 (クリフォード・ギアーツ著, 吉田禎吾, 柳川啓一, 中牧弘允, 板橋作美訳『文化の解釈学 I』岩波書店, 1987年, p.7)。